

## 規制シート(様式)

190195701060001

平成28年12月22日

規制の名称	都市における自動車の駐車のための施設の整備に関する規制	所管府省	国土交通省
根拠法令等	駐車場法(昭和32年法律第106号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	都市局街路交通施設課長 渡邊 浩司
規制目的	都市における自動車の駐車のための施設の整備に関し必要な事項を定めることにより、道路交通の円滑化を図り、もって公衆の利便に資するとともに、都市の機能の維持及び増進に寄与すること		
規制内容の概要	<p>第11条(構造及び設備の基準)では、路外駐車場で自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上であるものの構造及び設備は、建築基準法その他の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、政令で定める技術基準によらなければならないことが定められている。</p> <p>第12条(設置の届出)では、路外駐車場管理者は、路外駐車場の位置、規模、構造、設備その他必要な事項を都道府県知事等に届け出なければならないことが定められている。</p> <p>第20条(建築物の新築又は増築の場合の駐車施設の附置)では、建築物における駐車施設の附置を義務付けるために地方公共団体が条例を制定することができることが定められている。</p>	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	<p>機械式立体駐車場における事故等の発生状況を鑑み、駐車場法施行令第15条に基づく大臣認定制度の下で、機械式駐車装置の構造・設備と併せて安全機能についても一体的に認定を行う仕組み、安全機能に係る認証に際して第三者機関の技術的知見を活用する仕組みを構築。(平成26年12月)</p> <p>自動車の環境性能の向上や次世代自動車の普及等に伴い、駐車場法施行令第12条において規定されている建築物である路外駐車場に設置すべき換気装置の基準について、要求される換気量を現行の半分程度のレベルに緩和する等の対応を実施。(平成28年8月)</p>	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	<p>まがりかどから5m以内における路外駐車場の出入口の設置規制については、道路の円滑かつ安全な交通が確保できると認められる場合には、柔軟な対応が可能となるよう検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針について」(平成28年12月20日閣議決定)</p>	規制の維持、改革又は新設の別	改革
(規制を改革する場合の改革の方向性)	上述のとおり		
見直し条項	駐車場法施行令第7条		
次の見直し時期	平成33年度		